

平成11年2月定例会商工農林常任委員会 3月3日

(鈴木和夫 君) おはようございます。

私の方からは、先ほどの化製場につきまして御質問したいんですが、その前に、先にコクサイホテルの関係をお尋ね申し上げたいと思います。

去年の九月議会から以後の進捗につきまして若干お尋ねを申し上げたいと思います。問題は、テナントの関係につきまして今五業者がありますけれども、店舗の立ち退き交渉等どういふふうな経過になっているのか、お示し願いたいと思います。

新産業振興課長(矢野学 君) 今先生お尋ねの立ち退きの補償の問題でございますけれども、御承知のように五業者が収容されておまして、一部を除いてはほぼ交渉がまとまりつつあるんですけれども、ただ予算の全体の進捗状況もございますので、そこらを十分踏まえまして詰めに入っていくということになるかと思えます。ただ、一社につきましては、現在まだ交渉中でございます。

(鈴木和夫 君) 一応清算が三月末だというふうに聞いてるんですけれども、それまでに交渉がまとまらない場合は訴訟問題というようなことも想定されるわけですか。いかがでしょうか。

新産業振興課長(矢野学 君) 御承知のように、協会の方は、一月十九日の理事会で三月末をもちましてホテル経営を廃業して閉館するというところでございますので、現在協会とともに三月末日をもって立ち退き補償がまとまるように全力を挙げているところでございます。

(鈴木和夫 君) もし仮に三月末までに協議しなければ、どういふふうな結論、結果になるわけですか。

新産業振興課長(矢野学 君) 仮に三月末をもって立ち退きが完了しないという場合にどうかということなんですけれども、私どもは、現在のところ、当然テナントは、今交渉中のテナントが地下に入っておりますので、やはり閉館をいたしまして四月以降全体の施設の適正な管理、これいろいろ危険もございますので適正な管理をやる必要もございまして、ぜひとも三月末までに何とか交渉を妥結したいというように考えております。

(鈴木和夫 君) ちょっと立場、見方変えまして、見本市協会の資産そのもの、今既に手持ちの、協会独自の土地もお持ちだと聞いてますし、その分と、あと売掛金の未収、それと現時点の手持ち資金が幾らあるのか、お示し願いたいと思います。

新産業振興課長(矢野学 君) 一応最新ということで一月の末現在の流動資産、流動負債、これを把握しておりますけれども、預金、これは未払い金に相對するものであると思えますけれども、その時点で切りますので非常に預金多い感じがしますが、預金が約二億五千万ほど。これは、未払い金が約二億四千万ほどございますから、時点時点で精査をすれば、ほぼ見合いの部分だと思います。

それから、買掛金、これはホテル経営のいろいろな食材等の調達がございます。このものが大体五千万近くございます。これは、流動負債ですから、債務の方でございます。

それから、あと具体的に申しますと、十年度の府有地を借りておりますので、こういう賃借料、これも相当の価格が出るというように認識をしております。

(鈴木和夫 君) いや、聞いてるのは、協会が土地を持ってるわけでしょう。その部分が幾らあって、幾ら時価するのかということをお尋ねしたい。

新産業振興課長(矢野学 君) 御承知のように、本町通りに面したところに協会が約二百十九平米の協会保有の独自の用地を持っております。これにつきましても、協会の資産でございますから、清算に当たって債権債務を確定するという上から当然処分をするということになるんですけれども、これにつきましては現在交渉中で

ございます。ただ、價格的に申しますと、本町通りの路線価等から見まして、相当の價格、うまくいけば、評価からいきますと約三億前後になるうかと思ひます。

(鈴木和夫 君) 今のお答で、見本市協会としては、所有する土地が二百十九平米で約三億円あると。手持ち資金が二億五千万あるけれども、あとの未払いがあるので約一千万ほどしか残らないというふうにお答えなんですけれども、今回議会の方に上がってきているのが、府の財産評価審査会で五十一億四千万ということで、今回協会を買い取るということで五十億二千万円が出てくるんですけれども、そのうち - - 時間がありませんから、私の方でお話ししますけれども - - 退職金が十二億円、借入金が三十三億二千万。問題が、清算事務費として五億円上がっているんですけれども、今ちょっと御説明されたんですけれども、未払い金が約一億三千万。あとそれ以外に税金であるとか、清算事務費であるとか、テナント補償費とか、できる限り具体的な明細をもう一度御説明願ひたいと思ひます。

新産業振興課長(矢野学 君) 先ほど申しましたように、大きなものといたしましては退職金等、それから借入金、これが計四十五億あるわけでございますけれども、現在の資産なんですけれども、三月末の時点で、先ほど申しましたように未払い金や買掛金、さらには固定資産や事業所税の公租公課、閉館に伴う各種の補償 - - これはテナント補償だけやなくて、やはり予約関係で一部どうしてもトラブルがございますので、こういう各種の補償経費、こういうものが.....。あと清算、これいつ結了するかによるんですけれども、四月以降清算法人になりますけれども、債権債務がいつ終わるかによりましてその清算事務費が変わってくるんですけれども、先生具体的に数字を申せということなんですけれども、非常に未確定なそれぞれ要素がございます。二月、三月の売り上げ、これ大体一カ月おくれで把握できるんですけれども、そういうことも含めましてちょっと未確定な要素がございます、大変申しわけないんですけれども、現在明確な清算経費の内訳につきましてはお答えできないような状況でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

(鈴木和夫 君) 問題は、今回買い取りで五十億二千万という数字が出てくるわけなんで、当然清算事務費五億円という形で出してはるねんけれども、具体的にはもうこの数字が、根拠がなければ出されへん数字なんですよ。それを言えないということはないと思ひますけどね。

新産業振興課長(矢野学 君) 私どもは、先ほど申しましたように、借地権つき建物の資産価値、これは今回お願ひをしておるんですけれども、これが五十一億四千万、それから先ほど申しました協会保有の所有地、これを合わせまして約五十四から五になると思ひますけれども、そういう資産を持っております。私どもは、現在三月末の閉館に向けてその範囲内で処理ができるというぐあいに考えておりますので、これ以上清算に当たって所要の資金が要するという事はないと考えております。

(鈴木和夫 君) ですから、これ私が一番危惧しているのは、今おっしゃってる五十億二千万円以上になれへんかどうかということをお聞ひしてるわけですよ。その根拠としての一番膨らむ形が、この清算事務費の五億円の中身がわからんことには、私たちは今のお話を信賴して聞くことは構いませんけれども、具体的にこういうような形で出てくるわけですから、僕は述べるべきだと思ひますよね。述べられない理由が何かあるんですか。

商工部副理事(芝池幸夫 君) お尋ねの件は、協会を清算するための経費として幾ら積み上がるかと。それは、今回予算要求をお願いしております五十一億四千万と、今先生お尋ねの協会固有の資産としての本町通りの今駐車場で使用しております土地、これが三億何がしかで売れますと、五十一億四千万とその三億数千万を足した金、これが協会の清算原資になると。片方で、清算経費として何が発生してくるか。主なものは、先生御指摘のように、退職金と銀行の借入金で四十五億と。そこで約七、八億のまだ余裕があるということになってくるわけでございます。

その主たる中身が、今までのお尋ねの今後協会が三月末に閉めていくについて発生してくる経費、それはお尋ねの未払い金 - - 今一月末現在で二億三千五百万ありますが、こういったものが必ず起こってくると。それから、買掛金、いわゆる掛け払いで買っているやつが清算が発生してくると。

それから、いわゆる今後の現金ベースとして必要になってくるのが、例えば仮受けあるいは仮払いになっている消費税、これはホテルが顧客から預かっている形になっております消費税を納めないかと。それが一億二千

百万円あると。それ以外に、例えば大阪府への地代、これ平成十年まだ現在払っておりませんから、この支払いが一億二千四百万円発生してくる。それから、固定資産税、当然建物を所有しておりますから。それから、もろもろいろんなリース機器等を使っておりますので、それらを合わせますとやはり五億以上の金額が発生するという事です。

一番私どもとしても掌握しかねているのが、二つの要素がある。一つは、今一番最初にお尋ねのありましたテナントの補償ですね。これは、正直のところ御勘弁願いたいのは、現在交渉中でございます。あるテナントとはかなり要求額と私どもの提示額と差がございますから、これは非常に交渉に差しざわりがありますので御勘弁願いたいんですが、その詰めを予算を認めていただいてから追い込んで、何とか三月末までに決着をつけたい。

それと、外数としまして清算事務費。御承知かと思いますが、今現在ホテル自身が、協会自身が市民オンブズマンからの個人訴訟の共同被告にもなっておりますので、これ顧問弁護士がやられて訴訟を継続しているような要素もありますし、あるいはこれから三月末で閉めてきれいに債権債務を整理していくについて、当然今おる職員の何人かは残っていただいて、その人件費を支払いながらそういう清算事務を進めていく。こういった部分が非常に読みにくい部分でございますが、そういった部分で、清算事務だけでも、私どもは顧問弁護士あるいは公認会計士も清算人に入れたいと思っておりますから、三億七千八百万の経費は要るのではないかというふうな一応の見込みを立てて整理しているということでございまして、決してこれ以上の負担を出すすべもないし、それ以内におさめないといけないという説はありますが、かといって大きく清算経費が余ってくるとか、そういうことにもならないというふうに認識しているというのが現状でございます。

(鈴木和夫 君) 今の出されている数字で、清算事務費が、未払い金、それから公租公課、それから買い掛けの支払い、それから清算事務費、それからあとおっしゃってるオンブズマン等の訴訟費、それからテナント補償費で五億で最初積んであるんですけども、今のお話であれば、これより若干上回るであろうと、数字は明らかにされてませんけれども。そうなってくると、当初の審査会の五十一億四千から五十億二千で一億円ほどの予備というかボーダーあるんですけども、それにプラス所有地が約三億円ということで、四億ぐらいのまだ幅があるというふうに認識してるわけですね。

私は、今回この分で五十一億四千出してこられまして、問題は、建物を大阪府が協会から買い取るわけですから、あの建物残るわけですね。この解体をどうするんですか、解体費用はどうするんですか。

商工部副理事(芝池幸夫 君) これは、今現在私どもがあのお所有地をどうするかということに大きくかかわってこようかと思いますが、例えば今ある特定のグループと交渉しておる中におきましては、それを大阪府が解体をすることではなくして、その現状有姿のまま売却にかけていくと。その場合、だから解体経費をどうするかということにつきましては、相手は土地に効用を求めて、建物は評価ゼロということになっておりますと、今後の売却の中において、そういった解体費用は相手側の負担とするということにおいて値引きをするとか、そういう方法が考えられるのではないかなというふうに今現在試算しております。

(鈴木和夫 君) 解体費用は大体どれぐらい見ておられるんですか。

商工部副理事(芝池幸夫 君) 具体的に売る行為、建物のその評価が、いわゆる解体のものについてきちっと私どもの建築都市部の方で計算していただいておりませんが、超概算として七億前後要るのではないかなというふうに見積もっております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、この間の本会議の中での部長答弁からしましても、今売却の話を進めているということなんですけれども、じゃ具体的に売却するとすれば、どれぐらいの金額で売却を予定されているのか、お尋ね申し上げたいと思います。

商工部副理事(芝池幸夫 君) 今回の議会でお願ひしております清算経費、これをはじき出すベースになっております土地、いわゆる端北の更地化しております二千四百を入れまして八千四百平米の評価がございまして、これについて一応鑑定評価書とそれから財評審の結論をいただいておりまして、ここで平米当たり八十九万九千五百円なる単価をいただいております。これに当然八千四百の平米数を掛けますと、全体の時価額といいますが、鑑定評価額が出てまいりまして、それが七十五億余円ということになります。

それで、売る場合、今売るとすれば、逆に大阪府の場合、土地を売る場合も鑑定評価をとって、財産評価審査会の議を経て、そして最低といいますが、売り払い予定価格を決めるということでございますから、そういう行為の上でやはり売ると。そうでないと財評審も通らないし、先生方にも御報告できないという仕組みになってございますから、今先生のお尋ねの件、売るという場合も、今なら当然それがまたベースになって売り払い価格になってくると。これは、具体的に売るときにそういう手続に入りますので、若干土地のその間の期間の上下が地価として加味されますが、そういうことになります。

(鈴木和夫 君) 民間との話になりますから、相対契約になりますから、そうしますと、今交渉されてるアメリカの企業と大体ほぼ金額的には合意しているというふうに理解していいわけですか。

商工部副理事(芝池幸夫 君) 金額的に完全にぴたっと一致しているということにいきませんが、私どもとしては、そういう一つの大阪府のシステムからはじき出される数字を大きく下回ってはお売りできないと、それはだめなんですということはきちっと申し上げておまして、当然相手は、その評価、私どもから言いますような数字を一定ペースにして、再開発ができるかどうかということで、まちづくりの観点も含めたそういった買収の試算をしているということで、その数字はかなり近づいてはおります。今後、いろんな開発計画の中で、もし具体化すれば、当然そういうことで私どもとしても交渉に臨みたいということでございます。

商工部長(鈴木重信 君) 若干補足させていただきますが、買い手側は、先ほど杉本先生の鑑定の話にもありましたが、いわゆる収益還元法を用いてくる関係上、私どもが、今芝池が答えました七十五億という数字、これは収益還元法に基づいた数字じゃございませんので、そこには当然ながらある程度の差が出てきます。したがって、今の七十五億からいけば値引きという形になってこようと思いますが、おおむねストライクゾーンに入ってきておるといふふうに理解してもらって結構かと思えます。

(鈴木和夫 君) ストライクゾーンというのは、一割ぐらいの差ということですか。

商工部長(鈴木重信 君) 先ほど申し上げましたように、解体費用の問題がございます。解体費用というのは、今何もなしに解体する場合と、それから建築にあわせて解体してくる場合では相当大きく変わってきます。したがって、そこをどう見るかなんですが、そういった解体費用、先ほど七億と言いましたが七億とか、それに今後の売れる時期との問題がありますけれども、その時価がいわゆる下がる傾向今現在あるわけですが、そういったことを想定した場合にストライクゾーンということで、その額については少し、今の時点では御勘弁願いたいと思います。

(鈴木和夫 君) 時間の関係で - - 今回用地がたまたま府の用地でございましたので、こういうような清算スキームが可能だというふうに理解はするんですけども、ただ今までのホテル経営の責任は別としても、清算するということにおいては、大阪府が地主であって実際の経営中心者は知事であるという、こういった双方利害のことから考えますと、清算に対する責任は残るかと思えますけれども、これまた後日知事等に質問をしたいと思えますので、コクサイホテルにつきましては以上で終わらせてもらいたいと思います。

それで、今化製場の問題につきまして杉本委員の方からも話がありましたが、できるだけ重複した分につきましては割愛したいと思いますけれども、流れがありますのでダブる場合がありますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

化製場につきましての経過につきましては、特に公害問題ということで、それぞれの地域の公害問題という点で集約するについては反対はいたしておりません。ただ、私どもにつきましても、この事業そのものの正当性というか、それから用地の問題につきまして若干理解できない部分があるのでお尋ねいたしますけれども、先ほど杉本委員からも話がありましたが、今回特に東工場と西工場に分かれているという、こういう形になります。

私、素朴に思うんですが、特に東工場につきましては、O業者さんが持つてはる土地が全部で千二百三十平米あります。これを要するに大阪市が買い取って、この全体の五千五百五十九平米について工場を建てるということですけども、それともう一つ西工場のY業者が持つている土地二千九百四十四平米、この分につきましても、大阪市が買い上げて、改めて組合に貸すという、こういう方式を今回とられようとしているんですけども、具体的に先ほども平米単価出ておりましたのでちょっと重複しますけれども、東工場用地のO業者さんに対する金額

それから西工場用地、これまだ未買収でございますけれども、この分のY業者に対する金額、幾らになるのかお尋ね申し上げます。それとプラス、先ほど何か質問の中で補償費も払うということでしたけれども、具体的な補償費を分けて御説明願いたいと思います。

環境整備課参事(倉田清 君) 今先生おっしゃいました二業者につきましては、現在交渉中でございます、交渉価格は公表されておられません。したがって、この場で申し上げるのはいかがかと思いますが、東工場の既に入収済みの用地、これを平均してお答えさせていただければと思っております。東工場用地、民間の所有者五人ございまして、既に四人は買収済みでございます。押しなべて平均一平米当たりの単価が七十八万七千円。

西工場用地でございますが、今先生おっしゃった方の用地も含めまして、すべてこれは交渉にも至っておりません。来年度の買収に入るという予算積算でございますので、御了承いただきたいと思いますが、この合計が八人ございまして、平均単価が八十一万二千三百七十円という積算をいたしております。

(鈴木和夫 君) 今回の予算が、大阪市、大阪府で買い取る金額が九十七億円になってるわけですよ。全部で一萬一千八百六十平米ですから、平米単価平均すると八十一万七千円になるわけですよ。単純にこの東地区のO業者の金額を掛けますと、ざっと十二億になるんですね。それから、西地区のY業者についても、ざっと二十五億。これが用地代として - - 単純に割っただけの数字ですよ - - になるわけですよ。これにプラス、補償費が御説明抜けたんですけれども、幾らになってるんですか。

環境整備課参事(倉田清 君) 補償費についてお答え申し上げます。
東工場の民有地の補償費でございますが、全業者で六億三千万、西工場の補償費九億四千万でございます。

(鈴木和夫 君) 今のO業者は幾らですって。東地区のO業者ですよ。

環境整備課参事(倉田清 君) 先生お示しの業者は、補償費は、今積算いたしておりますのは、大阪市からは約二億円と聞いております。

(鈴木和夫 君) もう一回整理すると、ここの東工場、これが今二億円ね。西の方は幾らなんですか。

環境整備課参事(倉田清 君) 西の方は交渉前でございます。予算ということで積算いたしておりますのは、約五億円でございます。

(鈴木和夫 君) まだ用地も買収してへんに補償費が何で出てくるのかというふうに疑問には思いますけれども、今回大変アバウトな、先ほどのお話聞いてましても大変アバウトな話が多いわけですよ。ただ単純に、これ東工場そのものが、この部分が今回買収するというで今予算が上がってきてるんですけども、まだこれ買収できてないわけですよ。実質この方が組員さん、O業者は組員さんなんですよ。そういう形で、当然この土地に工場をつくるわけですから、集約してここにつくるわけですから、買収しておかならない話なんだ。これができてないのが一つね。それから、まだ買収ができてないということについては、単価の問題でまだ煮詰めができてないというふうに聞いているわけですよ。

今回、そもそも、じゃだれのためのこれ工場なのかというふうに思うわけですよ。ましてや、それでもいいとしても、問題は、この土地を要するにそのまま大阪市が買い上げて再度貸すというこのことをいいますと、私が申し上げましたように、O業者で十二億、西の方のY業者で二十五億、そのまま個人の所有になるわけですよ。こういう形が府民感情として許せるかどうか、大変私疑問があると思うんですけども、その辺いかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

環境整備課参事(倉田清 君) この用地は、現工場の所有者 - - これは経営者個人の所有でございます - - もしくは親族との共有物でございます。一方、今回集約化を行いますのは法人でございます、人格が異なるものでございます。そういうことから、大阪市におきまして一括買収を行って、長期に安定した操業が行えるようにということで買収を行い、協同組合に賃貸をするという方法を考えております。

(鈴木和夫 君) このOとY業者以外にも、今回の協同組合に参画するK業者さん。一つは廃業してます、同じくK業者さんですね。それとも一つ、他市の方にある分が一つあります。それも、他市の方でもその当該市が買い上げると。今回、この土地の東と西に入っていないで参画する業者さん二社についても大阪市が買収するという、最終五業者については土地を全部大阪市が買い上げてしまうという、こういうふうに聞いているわけですね。ただで要するに自分たちの工場をつくってもらえると、こうなるわけですね。こういうふうな形が本当にあり得るのかどうか、どう思われますか。

環境整備課参事(倉田清 君) 私どもの説明が不十分であったと反省しておりますけれども、今先生おっしゃいました集約化事業用地以外の三社につきましては、将来におきましては、目的のために買収することも考えられるということでございます。今直ちに私どももしくは大阪市が買収をいたしますという約束ではございませんので、御了承いただきたいと思っております。

(鈴木和夫 君) ちょっと待ってくださいよ。私は大阪市内に話聞いているわけですよ。そしたら、残るK工業所、それからK商店、それからT商店についても、K工業所、K商店については大阪市買い上げますよ、公園用地として。Tにつきましても、その当該市が買い取るという話になってるわけですよ。全部買い取るわけですよ。ですから、そういった意味では皆公平なわけですよ。片一方の東と西に入る分だけ買ってほか買わないということないじゃないですか。そんな答弁じゃないでしょう。

環境整備課参事(倉田清 君) 集約化事業用地以外の三社でございますが、まず大阪市内の集約化用地以外の二社でございますが、これは大阪府が、集約化事業以外の用地でございますので、関与をいたしてはおりません。大阪市内におきましては、今先生お示しのように、公園用地なりそういうふうなことは考えられる場合もあるかと思っております。

もう一件、他市の業者でございますが、他市の業者の敷地につきましては、府道の拡幅予定計画があるとは聞いております。それは、三分の一程度と聞いております。府道でございますので、大阪府が関与いたすのは事実でございます。しかしながら、残りの三分の二については、大阪府が直接買い上げるとかいう約束はした覚えはございません。また、地元においては、それを活用して地域の環境改善、まちづくりに生かす方向で検討してあるということは伺っております。

(鈴木和夫 君) 今回の東と西に分かれたことについて、先ほど余り御説明なかったので再度お尋ねしたいんですけども、先に今のこのY、O、K、T業者のそれぞれの今の現在の工場敷地について、この四業者、トータル何ぼあるのか、まず御答弁願いたいと思っております。 - - もう私が言いますね、時間があれへんから。捜すの大変でしょう。Y業者が三千二百二平米、O業者が一千七百七十二平米。間違うとったら言ってくださいね。K業者が千三百二十平米、T業者が千八十二平米、合計六千六百七十六平米。これで合うてますか。そちらからいただいた資料やから間違うてないと思うんですけども。

環境整備課参事(倉田清 君) 合っております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、今の四業者の現在の正社員の、従業員数を教えてください。

環境整備課参事(倉田清 君) 現在の従業員数合計四十三名でございます。

(鈴木和夫 君) 個々に。

環境整備課参事(倉田清 君) Y社八名でございます。O社三名。K社二社ありますが、そのうちの一社が三名、K社残りの一社が、これは経営者本人一名。それと、T社二十八名。合計四十三名でございます。

(鈴木和夫 君) 今の社員数は正社員でいいわけですね。

環境整備課参事(倉田清 君) 正社員数と伺っております。

(鈴木和夫 君) 今回これ見ますと三十名になるということで、当然集約ですから、それぞれの四業者の施設そのものが一本になるわけですから、事務所だってそれぞれの共用部分だって集約できるわけですから、効率からすると、現在六千六百七十六平米、集約化しますからコンパクトになるということで、今回敷地が一万一千平米、倍になってるわけですね。単純に考えましても、いろいろ私も勉強してみたんですけども、十分一カ所でやっていけるスペースであるという。ましてや、こんだけの距離が離れたところで集約化にならへんという、むしろ分散型なんで、何でこういう形にするのか、一カ所でできなかったのかという、また別の用地でもできたん違うかということが疑問に思うわけですけども、お答え願いたいと思います。

環境整備課参事(倉田清 君) まず、新しい施設の事業計画では、公害防止の観点から密閉型の建屋、それから防臭装置、原料搬入時におきましては、例えばエアカーテンをし、もしくはシャッターを閉める、そういうふうなことから、可能な限りの密閉化を行うということで工場の建屋を大きくとったものでございます。

また、付加価値の高い製品化を図り、業者の経営基盤を強化するということから、従来混合で行っていた生産工程を生産工程ごとの原料ごとのラインを設置することにいたしております。このため、用地面積が大きく約一万一千平米になったものでございます。また、地域の事情から、敷地面の制約から二カ所にせざるを得なかったということでございます。

最後に、なぜこの土地にされたのかという御質問でございますが、我々といたしましても、大阪市内に限らず府下一円におきまして適地を模索いたしました。しかしながら、地域の事情、また営業上の制約などがございまして、地域の反対等もあり、今回ここで集約化をせざるを得なかったというのが実情でございます。

(鈴木和夫 君) そのことにつきましては疑義のあるとこなんですけれども、ちょっと角度を変えてまして商工部の方にお尋ねしたいと思います。

商工部の方に中小企業高度化資金というのがありますけれども、この高度化資金というのは、工場等共同事業化として小規模事業者が集団して共同工場を設置するに当たるといふ、この高度化資金を受ける小規模事業者の条件というのを教えていただきたいと思っております。

新産業振興課長(矢野学 君) 小規模零細企業対策の位置づけで、その定義はどうかということなんですけれども、一応小規模事業者、これ製造業で二十名以下でございます。今回、高度化資金の導入について組合の方から要望が出ておるわけでございますけれども、現在のところ参加者が五名ということでございまして、五分の四以上が小規模事業者であれば一応今回の工場の共同化事業の高度化対象になるということになるかと思っております。

(鈴木和夫 君) 商工部の方のこの資料で、小規模事業者というのは従業員二十名以下の会社及び個人ということになりますから、一社で先ほどお尋ねしたT社は二十八名いてるわけですね。このことに抵触するんじゃないですか。

新産業振興課長(矢野学 君) 先ほど申しましたように、今回の場合、五業者の協同組合を組合運営の主体にされるということでございまして、先ほど申しましたように、この場合には五分の四、つまり四名が小規模事業者であれば本事業の適用が可能になるということでございます。先生御指摘のように、一社たしか二十名を超えておるといふふうに考えております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、今回この問題は、用地の件もそういう形で大変不明瞭な形の算定基準なんですよ。先ほどのコクサイホテルとほぼ同額の坪単価になっているということですから、当然これだけの多額な金額をうのみにして - - 先ほど杉本委員の答弁があったんですけども、本来コクサイホテルそのものも、ずっと経過見ても、審査委かけて正当な評価をした上で議会上がってきてるわけですから、今回の分につきましても、最低二社以上の、大阪府として金額を出すわけですから、私ども大阪府議会としましても、それなりの根拠のある数字でなければ、この数字については理解しがたいというふうに思っておりますので、今後の方向として、やっぱり鑑定を入れて審査委にかけるかどうか、その上で、見きわめた上でこの予算を設定するかということについてのお尋ねをしたいと思います。

環境整備課参事（倉田清 君） 今大阪府として独自の鑑定をするかという御質問でございますが、先ほど来申し上げておりますように、大阪市において複数の鑑定士の鑑定評価を得て不動産評価審議会の審議を経て決定した価格でございますので、大阪府といたしましてはこれを尊重してまいりたいと、このように考えております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、私どもとしては、通常大阪府が土地をこういう形で取得する場合、必ず二つの鑑定評価をした上でこれの財産評価審査にかけるという流れがあるわけですね。当然大阪府としての意見が反映されなきゃならないはずなんで、信頼すべき大阪市の数字だけでは私たちとしては信頼できないと言ってるわけですから、当然大阪府のこの府議会で決まるわけですから、府議会の方で審査にかけなさいというふうに言ってるわけですから、その辺は部長どうなんですか。かけないでこのままいっちゃうんですか。

環境農林水産部長（毛利雅彦 君） 担当参事の方から何度もお答えいたしてますように、大阪市の方でそれなりの正当な手続を経て単価を決定しておりますので、その単価を尊重するのが我々の態度というふうに考えております。

（鈴木和夫 君） そんなん言うてましたら、これ住民訴訟起こされたら困りますよ、大阪府。私たちこんな形で認められへんわけですよ。

それで、今回土地は大阪市が要するに貸すと、この組合の方に、建物は共同で建てますということで。それで、問題は、コクサイホテルと同じパターンになってきたわけですよ。土地は大阪市のものなんですよ。これ借地権が発生するわけですよ。地代を一年間に一億二千万取るわけでしょう。ましてや一番危惧するのは、この中小企業の高度化資金なんですよ。資金を大阪府としては四十億円貸すわけですよ、これ見ますと約四十億円ね。そうすると、大阪府が今後この組合と密接なかかわりがあるわけですよ。貸してしもうたら、四十億円は、大阪府とこの組合との関係が結びつきが深くなるわけ、大阪市よりもね。そうなってくると、結局行き詰まってきて破綻状況 - - ごめんなさい、商工部ね - - コクサイホテルのようになってくると、今後また逆に買い取り請求されますよ。どうなるんですか、これは。

環境整備課参事（倉田清 君） 現在計画中のこの事業におきまして、そういう事態が起こらないように我々として計画をつくるのが務めであろうと思っておりますので、今はそういう事態が起こらない、採算がとれる計画になると確信いたしております。

（鈴木和夫 君） いや、確信発表じゃいかんわけですよ。要するに、これを踏み出すと、大阪府が大阪市よりも深いかかわりをここの組合と持たないかんと言ってるわけですよ。当然、これ出していただいた資料を見ますと、資金収支見込みで、平成二十三年には設備の償還が来まして、平成二十四年には三十七億八千万円の設備更新が始まるわけですよ。また、これお金突っ込まないかん。保証協会の方からまた出さないかんというふうになってくるわけですよ。

こうなってくると、むしろこのやり方は、確かに補助金という形になってますけれども、この高度化資金を貸すがゆえに大きなかかわりができてしもうて、最終的な責任まで今度大阪府がかぶる。やっとなコクサイホテルが収拾に向かっているのに、今度また同じような方式を大阪府が歩もうとしているように感じるわけですけども、どういうふうに思われますか。

環境整備課参事（倉田清 君） 借地権の問題をお答えいたしますと、土地の貸し付けに伴う権利関係につきましては、大阪市に定期借地権制度の活用など適正に対応するように申し入れたいと存じます。

（鈴木和夫 君） 定期借地権につきましては、コクサイホテルでも研究されたんですよ。大変官としては厳しいという報告あるわけですよ。これにもそのままいくとは思いません。むしろ今話がありましたように、大阪市が主導なんですよ、この事業そのものにつきましては。そこまで大阪府が言える権利もないわけですよ。先ほどの答弁聞いてみても、要するに具体的な公示価格を出さないという、そういうペースで進んでいるわけですよ。ですから、大阪府としての主体的な意見が見られない、そういうふうに感じます。特に、このことにつきまして大阪府がこれだけの多額な金額を出さなければならぬ法的根拠を教えてください。

環境整備課参事（倉田清 君） この事業でございますけれども、昭和三十年代から約四十年間にわたり、化製場から生じる悪臭問題の改善を図るため府市協力してまいりました。しかしながら、個々の工場に防臭装置を設置するだけでは抜本的な改善は難しかったものでございます。このため、密閉型で公害に配慮した集約化工場を建設することが有効であると、平成八年度にその対策案がまとまったところでございます。これらの業者は零細でございますので、自助努力だけでは解決できないというところから、一日も早く抜本的解決を図るため、大阪市に協力いたしまして本事業を進めようとするものでございます。府の財政状況が非常に厳しい時期ではございますが、何としても実施しなければならない事業であるかと存じおります。

（鈴木和夫 君） 法的根拠を聞いてるんです、法的根拠。

環境整備課参事（倉田清 君） 具体的な法的根拠というより、政策的に必要なものと考えております。

（鈴木和夫 君） 本来、官ですから公益性を持ってやるべきでありまして、そうなってくると私益というふうになっちゃいますよ、今の話でしたらね。私益そのものに対して官がこれだけの多額な金額を出せるのかという大変疑問がありますので、これにつきましては、政策的な話、政治的な判断せえというふうにおっしゃったかもしれませんけれども、そういう形の論理は私は通らないと思いますよね。

むしろこういう形で集約するならば、例えば南港がやっているように南港の屠畜場のそばに持ってくるべきなんです、そうすると流通だって時間かかりませんしね。何でここへ持ってくるのかという。こんな形のたくさんのごことをするのであれば、むしろ官が自主的に経営すればいい話なんですよね、そこまでおっしゃるのであれば、なぜこういう形で手厚い形のやり方をなさるのか理解に苦しみます。

問題は、特に今ずっと話聞いてまして、大阪市そのものがなさっている事業なわけですから、法的な大阪府の根拠がなければ、今回こんだけの多額な金額を私たちとしたら認めるについては大変難しい話かなというふうに考えております。これにつきましては、部長、どうお考えなんですかね。出せる根拠といたしますが、環境、公害対策ということで、先ほど杉本委員からも話がありましたけれども、私の地元の方でも、枚方市内におきましてもそういう公害工場があります。住民からのいろんな形で訴訟寸前まで行ってますけれども、じゃ今後各地で大阪府域でそういった個々に出てきますと、すべてそういう形になってくると、これから大阪府下全部集約という形で面倒を見なければならぬと、こういうふうに考えますけれども、そういう形でいいわけですか。

環境農林水産部長（毛利雅彦 君） この事業をどうするかということにつきまして、先ほど来申してますように長い経過がございます。そして、その間には、先ほどの御質問でちょっと立ちどまって時のアセスメントも入れたらどうやというふうな御指摘もございましたけれども、そういうことも、何回も繰り返しているという言い方はおかしいですけれども、その進め方については、いろんな議論の中で、どうやっていくのが一番いいか、そして大阪府がどういうふうにかかわっていくのが最も適正であるかということにつきましては、長い時間をかけて検討をしました結果、平成八年に最終的にこれで行こうというふうに関大阪府の政策として判断したのが現在のスキームでございます。それに基づきまして平成八年度に基本計画を立て、九年度に基本設計を行い、平成十年度、現在実施設計をほぼ終えておりまして、平成十一年度に着工するというふうに関それなりのきちんとした段階を踏みながら事業の実施を図って行こうというものでございます。

（鈴木和夫 君） 集約化については賛成しているわけですよ。構いません。それはもう地元の西成のああいいう悪臭ですから、当然していただければありがたい話なんですけれども、ただそのやり方が、くだいですがけれども、特に東、西について、O、Y業者につきましては、約三十八億の用地代を払うということと補償料を七億払うということ、四十五億払うわけですよ。それなりに業者さんの仕事のことを支援するわけですから、応分の負担をしてもらわなきゃなりません。それを丸抱えするということについてはいかがなものかと言ってるわけですよ。その段階で用地費についても高いんじゃないかということが問題。もう少しそういった形での業者さんのわずかに二億円の要するに資出 - - 零細零細とおっしゃってますけれども、この二つだけで四十五億円もの金が入るから、もう零細ではないじゃないですか、別に。

そういうことを考えますと、今回につきましては、集約化についてのこの中身については、大変私たちとしては理解しにくい問題がありますので、引き続き、あとまた知事質問等もありますので、時間の関係もございましてこれぐらいにしておきますけれども、御検討願いたいと思います。

それから、あと信用組合につきまして若干お尋ね申し上げたいと思います。

信用組合につきまして昨年の九月に附帯決議を議会の方でつけさせていただいたんですが、その後附帯決議の中身についてどういうふうになったのか、御説明を受ける機会がありませんでしたので、御説明願いたいと思います。

商工部副理事（富山隆生 君） 昨年の十月二十日の本委員会におきましての附帯決議でございますが、二点ございます。一つは配当の基金の繰入金の問題でございますが、再出資の支援対象者について、もし配当がありました場合は、その配当金全額を貸付金の弁済に充てることといたしました。

そして、二点目の組合関係者の支援除外の問題でございますが、過去十年間にわたりまして、昭和六十三年四月一日から平成十年五月十三日までの間ということになりますが、その破綻組合の代表権を有する理事であった者に対しましては再出資の対象とはしないということにいたしました。

（鈴木和夫 君） 時間もありませんので、ちょっと質問だけさせてもらいたいと思います。

三信組の関係ですね、成協グループと大阪庶民グループと大同につきましてあれ以後どういう形の進捗になったのか、具体的にわかれば日にちも入れて今後の編成状況をお示し願いたいと思います。

信用組合室長（松本二郎 君） 府下信用組合の再編につきましては、昨年十一月二十四日に中国信用組合を大阪庶民に事業譲渡いたしました。それを皮切りに成協グループ、これの事業譲渡が昨年の十二月十四日に太平、それからまたことしに入りまして、一月の十一日に大和、二月の八日に日本貯蓄と順調に進んでおりまして、今月の八日には、その最後といたしまして河内の事業譲渡がなされる予定になってございます。この河内の成協への事業譲渡によりまして、成協グループの事業譲渡がすべて完了するという事になってございます。

また、来月からは、幸福系の信組であります大同グループ、この事業譲渡を予定いたしております、四月十九日には大阪東和を、五月十七日に興和信用組合を、六月十四日には福寿をそれぞれ大同信用組合に事業譲渡を実行する予定になってございます。

その後、大阪庶民のグループでございます豊和信用組合及び信用組合大阪弘容の事業譲渡を進めることといたしております、六月二十八日に豊和信用組合、それから八月二十三日に大阪弘容の事業譲渡をおのおの予定をいたしております、特段の事情がない限り八月中にはすべての再編が完了するというふうを考えております。

（鈴木和夫 君） その中でお尋ねしたいのは、例えば預金の流出というか、どれくらい出てるのか、あるいは正常債権が当初の予定どおりなのか、その辺二点についてお尋ねしたいと思います。

信用組合室長（松本二郎 君） まず、中国信用組合の場合は小さな信用組合でございますし、また譲渡先でございます庶民への全体の事業譲渡は完了いたしておりませんので、成協グループに関して若干コメントを付しながら御説明申し上げたいと思います。

ここで申し上げますことは、当初の見込みに比べまして正常資産、貸出金の減少が大きかったということ、それからもう一つは、預金が思いのほか抜けていなかったということございまして、しかしながら資産側には、預金保険機構からの資金援助、それからまた不良資産の買い取り資金、こういったものを加えますと、約一千五百億程度の現金が滞留しておるといような状況ございまして、この運用いかんで成協グループの経営収支が成り立っていくのではないかとこの段階では考えております。

（鈴木和夫 君） それと一つ、大阪商銀さんの件がちょっと今までなかったと思うんですけども、当初商工部の方のお話では、大阪商銀さんは京都商銀さんと再編するという話でしたけれども、京都商銀さんとはうまくいってないようなお話も聞いているわけですけども、その辺どういうふうな状況に今なっているのか、お尋ねしたいと思います。

商工部副理事（富山隆生 君） 大阪商銀の件でございますが、昨年の六月十日に京都商銀へ事業譲渡するということを発表しました。その後、両商銀間で再編協議会を持ち、コンピューターの統合の問題、またいろんな事業計画の策定につきまして協議を進めてまいったところでございますが、その後いろんな種々の問題が出てまいりまして、現在事業譲渡契約も締結できていない状況でございます。

大阪府といたしましても、広域的な問題でございますので、近畿財務局、そして京都商銀の所管庁であります京都府ともどもこの協議の促進に努めていきたいと考えております。

(鈴木和夫 君) もし京都商銀とこの譲渡がうまくいかなければ、改めて第三の道が要するにあるのか、また模索されているのか、お尋ね申し上げたいと思います。

商工部副理事(富山隆生 君) 事業譲渡をやろうと思いますと、実際問題いろんな課題が出てくるのは当然でございます。両商銀間におきまして現在の置かれている現状についての認識、そしてまた将来の運営方法というんですか、それについての認識、考え方の違い等々がありまして、そのために協議に日時を要しているということでございます。

ただ、この事業譲渡は、両商銀が望んで関係の行政機関が認知をしたというものでございますので、大阪府といたしましては、近畿財務局、京都府ともども緊密な連携をとりまして、再編が円滑に進むよう指導に努めてまいりたいと考えております。

(鈴木和夫 君) 特に、三信組につきましてはそれなりの皆さん方の御努力でなったと思っておりますので、あと残る大阪商銀につきましても、大変京都商銀さんとの譲渡問題が厳しいというような話も聞いておりますので、どうかあと全力を挙げて対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に一点だけ、時間なくなりましたけれども、JAの泉南農協につきましてお尋ねしたいんですけれども、いろんな報道関係でお聞きしますと、一月二十一日のJAの阪南の理事会で受け皿として反対であるというような話があって、三月の四日、あしたですよね、総会が開かれると聞いているんですけれども、その辺の状況といたしますか、もしわかればお尋ね申し上げたいと思います。

農業協同組合課長(石田裕一 君) かねてから経営困難になりました泉南市農協の救済につきましては、系統において近隣農協である大阪阪南市農協と合併させたいということで、そこに対して引き受け要請を行ってきたところでございます。また、大阪府も、合併が地域農業、農政を守る観点から最善の方向であろうということで、その取り組みを側面から支援してきたところでございます。

先ほど御質問の一月二十一日の理事会でございますけれども、内容につきましては、十四名理事が出席しまして、賛成七、反対五、白票二という状況で、実際は過半数というふうに至らなかったわけなんですけれども、ただ翌日組合長からその間の経緯について報告を受けたところ、白票の中にも賛成という意見も実はその後から出てきました。

そういう状況もありまして、府として、また実は系統としても、慎重にもう少し議論してほしいということをお願いしたところ、一月二十六日、再度理事会を開催いたしまして、合併を前向きに取り組むというふうな観点から、地区別説明会を開催した上で合併総会を開催するというふうになった次第でございます。その合併総会の日時が、大阪阪南市農協の場合、あすということになってございます。

(鈴木和夫 君) 見通しとしては、あすの総会で合併の方にいくというふうに理解していいわけですか。

農業協同組合課長(石田裕一 君) 農協合併は、当事者間の合意によって行うべきでございまして、ただ今回の救済合併の成否は、泉南市農協はもとより、近隣であります大阪市阪南農協ないしは府内農協に大きな影響を及ぼすということで、府としても合併が成功することを期待しております。

御質問のように、合併に多少消極的な意見もあり、また合併には出席組合員の三分の二以上の賛成を要することから、合併は予断を許さない状況というふうな形で認識しておりますが、先ほど申しましたように、今回の合併、一農協の救済だけでなく、今後の農協全体の信頼と回復につながるというふうを考えておりますので、その意義を十分理解していただけるよう期待しているところでございます。

(鈴木和夫 君) 予断を許さないということは、危ないというふうに理解していいわけですか。

農業協同組合課長(石田裕一 君) 特に危ないとは聞いておりませんが、最終的には予断を許さない状況にあるというふうには聞いております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、もし今回あすの総会で合併について否となると、府としては業務停止命令を打つと、こういう形に歩むわけですか、最後お尋ねしたいと思います。

農業協同組合課長（石田裕一 君） 今後の対応につきましては、大阪府のこの業務につきましては機関委任事務であるということ、ないしはこの事業の推進主体が大阪府の農業協同組合中央会ということもありますので、国ないしは中央会等とも協議をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） 時間が来ましたので、以上で終わらせていただきます